

# 小一プロブレム対応研修（前期）



保育所・幼稚園から小学校への接続の問題は、「小一プロブレム」と呼ばれています。今日、幼児期から学童期の子どもたちの成長・発達と教育のあり方のあるずれや課題が明らかになり、就学前教育と小学校教育の連携の必要性・重要性が一層高まっています。

島根県教育委員会では、今年度の新規事業として、「小一プロブレム対応研修」を年2回（前期・後期）、各教育事務所ごとに実施することとなりました。

8月11日（水）に出雲合同庁舎において前期研修が開催されましたので、その概要をお知らせします。

## 説明

「本県の『ふるまい向上プロジェクト』について」  
「県内の児童生徒の状況と小一プロブレムについて」  
- 義務教育課指導主事 -

## 実践発表

「朝山小学校・幼稚園 保幼小一貫教育」 - 出雲市立朝山小学校三木校長・小林教諭 -



### 研修参加者の感想から

朝山小学校・幼稚園の実践では、保・幼・小それぞれの教育を充実させることの大切さと子どもの実態に寄り添っていくことが基本であることなどとても勉強になりました。

## 分散会

保・幼・小の教員や職員による小グループの情報交換



### 研修参加者の感想から

分散会では、保・幼・小の先生方と小一プロブレムについて、各園や小学校の子ども達の様子などを意見交換できる良い機会になりました。

## 講義・演習

「発達課題や発達心理を基盤にした保幼小の連携について」  
- 島根大学教育学部 肥後功一教授 -



### 研修参加者の感想から

肥後先生のお話は自分の子どもの見方、保育士のかかわりの在り方をもう一度見直す良い機会になりました。責任の重みを改めて感じ、何が出来るか職員と一緒にしっかり考えたいと思います。

### 研修参加者の感想から

島根県での取組や子ども達の発達課題や心理にまでほりさげた話が聞け、今後の小一プロブレム対応の基盤になるものができました。本年度が初めての実施ということで、新鮮な研修でした。小一プロブレムの具体的な実態や課題がもっと詳しく分かるとよいと思いました。

## ふるまい向上プロジェクト

幅広く県民運動として展開している『ふるまい向上プロジェクト』は、乳幼児期からの養育や保育、さらに小学校・中学校へとつなぐ一貫した教育などを充実させる取組が大切となります。各学校種では、次のような取組例が挙げられています。

【幼稚園・保育所】・遊びをとおした感性を育む活動 ・読み聞かせ ・挨拶 ・後片付け ・家の手伝い  
・異年齢集団の遊び（人とかかわる力） ・早寝・早起き など

【小・中学校・高校・特別支援学校】・基本的な生活習慣の確立 ・道徳教育の充実 ・読書活動の推進  
・ふるさと教育の充実（地域の人とのかかわり） ・体験活動の重視（職場体験など） ・手伝い  
・生活リズム、食などの生活習慣の確立（食育） ・キャリア教育 ・性教育（生き方教育）の充実  
・次世代の親育成 など

「管内の教育」は島根県教育委員会 出雲教育事務所ホームページにカラーで掲載されています。

所報  
第34号

# 管内の教育



主な内容 1 所長「特別支援教育の一層の充実 ～主体的、組織的な取組をとおして～」  
2 行政と学校のつながり  
- ネットワークを大切に：雲南市・奥出雲町派遣指導主事だより -  
3 小一プロブレム対応研修（前期）

出雲教育事務所  
平成22年10月

## 特別支援教育の一層の充実

～主体的、組織的な取組をとおして～

所長 三島 修治

平成19年4月から、改正学校教育法等が施行され、本年度が4年目です。この改正により「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられました。従来の盲・聾・養護学校の制度は複数の障がい種別を受け入れることができる特別支援学校の制度に転換され、また小中学校等においても特別支援教育を推進することが法律上明確に規定されました。さらに、これに伴う関係法令の整備の中で、障がいのある児童の就学先を決定する際には保護者の意見も聴くことが法令上義務付けられました。このことを契機に改めてすべての学校において、障がいのある幼児児童生徒の支援をさらに充実していくこととなりました。

この改正学校教育法の施行に当たり、「特別支援教育の推進について」という通知が平成19年4月1日付で文部科学省初等中等教育局長から出されています。その中で「2. 校長の責務」について、「各学校において校長（園長を含む。以下同じ。）は、特別支援教育実施の責任者としてリーダーシップを発揮しつつ、次に述べる体制の整備等を行い組織として十分に機能していくよう教職員を指導することが重要である」と述べられています。

- (1) 特別支援教育に関する校内委員会の設置
- (2) 実態把握
- (3) 特別支援教育コーディネーターの指名
- (4) 関係機関との連携を図った「個別の教育支援計画」の策定と活用
- (5) 「個別の指導計画」の作成
- (6) 教員の専門性の向上

このことは、既に各学校で周知され、取り組まれていることと思います。しかし、果たして上記の点がしっかりと認識されて取り組まれているのか、はなはだ疑問をもたざるを得ない事例が管内で報告されています。

例えば、発達障がいと思われる児童生徒について、校内委員会での審議を経ずに、学校から専門機関等に相談をする事例。学校として児童生徒の実

態をどのように把握しているのか、これまでどのような方針で指導してきたのか、保護者との連携の状況は綿密なものなのかと、学校としての主体性の欠如を問われても仕方ありません。また、実態把握が一部担当教員の独断でなされ、医療機関での診断を受けることなくLDとかADHDと判断している事例、特別支援学級の教育課程の編成が担任や担当者のみで行われ、法令等に従っていない事例も見受けられます。さらに、長期的・短期的な見通しをもたないで指導している事例もあります。このような事例では、サポーターや支援員がどのように支援していくのかがわからず戸惑っている場合が多いようです。中学校では、進路決定の時期になって初めて、本人・保護者と学校との認識のずれが明確になり、進路選択に悩む事例もあります。他に、特別支援学級を設置し、そこに在籍する児童生徒が、通常学級の児童生徒と一緒に授業を受ける場合がよく見られますが、交流には双方に意義があることが大切です。通常学級の授業担当者や特別支援学級担当者との連携が十分でない場合には、授業に参加することが双方にマイナスに作用することにもなります。言いかえると、差別や偏見を生みだしたり、在籍する児童生徒の自己肯定感の低下につながるのです。

いずれの事例も、校内支援体制の整備と組織的・計画的な対応が必要であり、校内委員会での審議、特別支援教育コーディネーターの活用、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と見直し等が望まれます。

最後になりますが、各学校においては、今一度、前述した各項目の点検と見直しをしていただき、主体的、組織的な取組が展開され、支援を必要とする児童生徒に対してより適切な指導・支援が効果的に行われることを期待するところです。出雲教育事務所としても、市町教育委員会と一緒に積極的に各学校を支援していきたいと考えています。

参考・引用文献

「島根の小・中学校特別支援学級の教育で大切にしたいこと」  
(パンフレット)(島根県教育委員会発行H22.8月)



# 行政と学校のつながり

- ネットワークを大切に：雲南市・奥出雲町派遣指導主事だより -

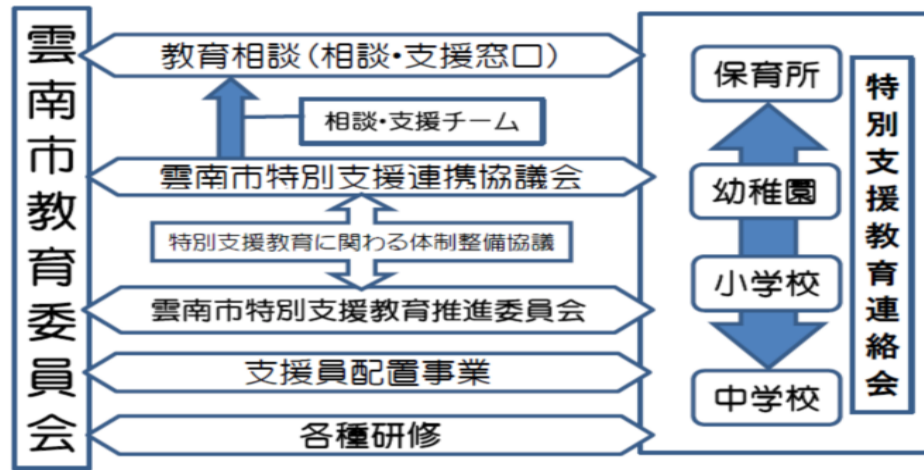


## 雲南市

雲南市は市教育委員会に指導・支援グループを設置し、市内の幼稚園、小中学校に在籍する様々な課題を抱える子どもたちの教育相談に対応できる体制を整備しています。また、市内の特別支援教育体制の整備に向けて、雲南市特別支援推進委員会との連携、雲南市特別支援連携協議会の設置、支援員配置事業の推進、各種研修の実施等に取り組んでいます。

### 特別支援教育推進委員会との連携

雲南市教育委員会は、市内校長協議会内に設置されている特別支援推進委員会とともに、小・中学校における特別支援教育体制の充実に向けて協議を行っています。これまでに、雲南市特別支援連携協議会の設置、通級指導連絡会の設置、個別の教育支援計画の作成、支援員配置等の協議を進めてきました。学校とともに雲南市内の特別支援教育の充実に向けた取組を行っています。



### 雲南市特別支援連携協議会の設置

雲南市は雲南市特別支援連携協議会を設置し、市内の特別支援教育の体制整備についての協議と、相談・支援チームによる相談活動を行っています。

### 支援員配置事業

市内の幼稚園、小学校、中学校に在籍する幼児児童生徒に対し、支援員を配置しています。保護者の了解のもと、在籍先からの配置要望に基づき、対象となる子どもの観察を実施し支援員を配置しています。

### 各種研修会の実施

支援員の支援技能向上を目的とした支援員研修を年2回開催しています。また、保育所、幼稚園、小学校、中学校間の連携を深めることを目的とした特別支援教育連絡会や各種研修会を開催しています。



学校教育課 指導・支援グループ

### 現場の声とともに動く窓口機能の充実

支援・指導グループは、保育所、幼稚園、小学校、中学校からの特別支援教育にかかわる相談に対し、対象となる子どもの観察、発達検査、ケース会議や校内研修への参加等を行っています。平成21年度の相談件数は150件を超えました。また、雲南市特別支援連携協議会内の相談・支援チームと連携し相談・支援窓口機能の充実に努めています。

## 奥出雲町

前年度整備してきた「生徒指導に係る学校支援体制」づくりを継承し、より機動力を高めることをめあてとして主に次のような取組をしています。

### 関係機関との連携

各校で行われるケース会議について連絡・調整を行っています。福祉事務所、児童相談所、町内各校・園・所との連携を深め、できるだけ多くの情報を得て柔軟な対応ができるように努めています。

### 実態把握

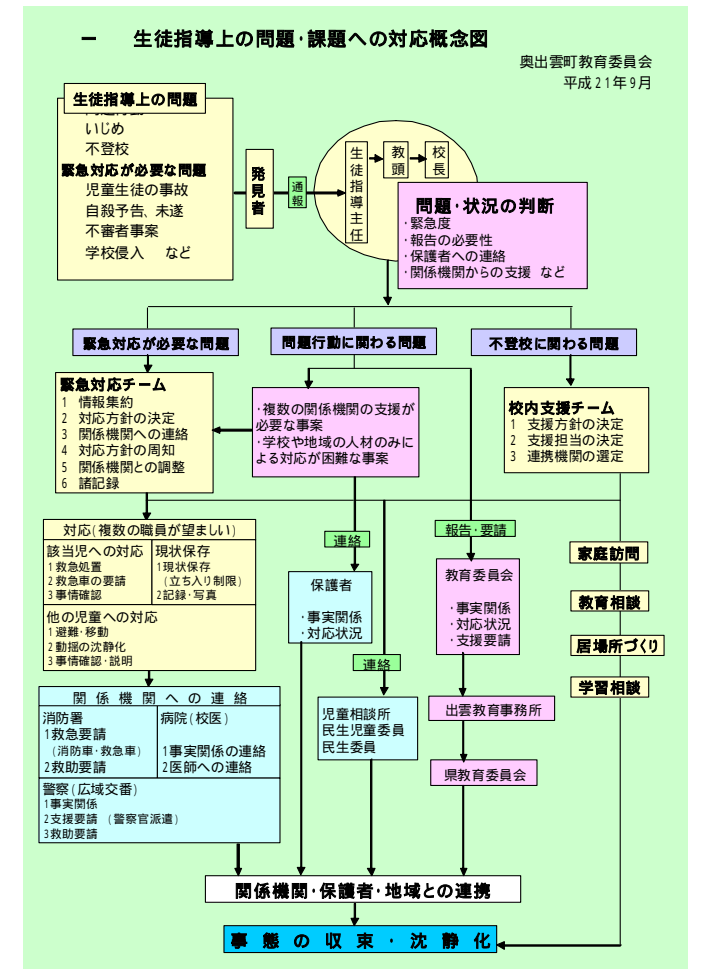
学期ごとに長期欠席者への対応状況を様式に従って把握することに加え、学校訪問の機会を利用し、情報収集に努めています。町全体の課題と考えられることについては、「奥出雲町生徒指導サポート会議」（教育長、校長会代表、派遣指導主事で構成）を中心にして、情報の共有化に努め、町内全教職員対象の研修等で取り上げるようにしています。

### 啓発活動

奥出雲町全教職員による自主組織である「奥出雲町の教育を語る会」を開催しています。今年度は、通常の学級で特別な支援が必要な児童・生徒についての研修を深めたいという要望があり、島根大学の原広治教授の特別支援教育に関する講演と、少人数でのグループ討議を行いました。横田高校からの参加もあり、情報共有、小中高の連携という意味でも有意義な機会となりました。

### 緊急対応

昨年度作成した緊急対応マニュアルについて、各校の意見を反映させながら見直しました。



生徒指導体制の充実に各校、各機関との連携が不可欠であることを痛感しています。

当たり前のことですが、それぞれのもつ情報は同じではなく、できることできないことも同じではありません。学校や各機関が情報を共有し、ともに知恵を出し合って作られるサポート体制が子どもたちの見守りを強力にし、また学校に安心感をもたらします。まだまだ有用な連携先があるものと思います。これからも積極的に開拓していこうと考えています。

特別支援教育と生徒指導とはまったくちがうものという意識がありましたが、驚くほどその関係は密接です。不登校や問題行動と発達障がいとの関連というだけでなく、一つ一つのケースが家庭、地域の有り様を色濃く反映しており、それを抜きにして課題の把握はできないという点においても共通しています。

いずれも情報量が対応を左右することはまちがいません。奥出雲の子どもたちにとって少しでもよい環境となるよう、速断を戒め、しっかり動かねばと思っています。